

第1回青森県行政委員会委員報酬検討会議 会議録

開催日時 平成21年11月6日(金) 13時30分～15時30分  
開催場所 青森国際ホテル 5階 芙蓉の間  
会議次第 1 開会  
2 挨拶  
3 委員紹介  
4 座長の選出  
5 議事  
(1) 行政委員会の委員報酬の検討に当たって(人事課)  
(2) 本県の各行政委員会の活動状況等(各行政委員会の事務局)  
(3) 適切な委員報酬のあり方の検討の視点について  
(4) 次回以降に向けての論点整理について  
(5) その他  
6 閉会

出席委員 内海委員、内村委員、遠藤委員、小野委員  
角濱委員、長谷川委員、林委員、日野委員 8名  
県側出席者 田辺総務部長、林総務部次長、山本人事課長、阿部人事課長代理 ほか  
監査委員事務局 三上第一課長 ほか  
公安委員会(警察本部) 東山総務課長 ほか  
教育委員会(教育庁) 山谷参事 ほか  
人事委員会事務局 三上管理課長  
選挙管理委員会事務局 佐藤事務局長 ほか  
労働委員会事務局 三国谷審査調整課長 ほか  
海区漁業調整委員会事務局 山口事務局長 ほか  
収用委員会(県土整備部) 竹内監理課長 ほか

議事要旨

【1 開会】

司会：ただいまから、第1回青森県行政委員会委員報酬検討会議を開催いたします。  
はじめに林総務部次長からご挨拶いたします。

【2 挨拶】

林総務部次長：総務部次長の林と申します。本来であれば、総務部長の田辺からご挨拶申し上げるところでございますけれども、ちょうどこの時間、会議が重なっておりまして、そちらの会議が終わり次第、部長も駆けつける予定となっております。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。それでは私からご挨拶申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては、日頃から県政の推進にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

また、このたびは、本会議の委員をお願い申し上げましたところ、公私ともにご多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、また、ご出席くださいまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、この会議の趣旨という部分について、若干申し上げながらご挨拶に代えさせていただきたいと思うのですが、県政を取り巻く環境は著しく変化しており、行財政のあり方を含め、様々な見直しが行われているところでございます。

このような中であって、行政委員会の報酬につきましては、これまで、本県に限らず、全国的にもその多くが、これまでは月額支給としてきているところですが、ここに来て見直しの動きが広がっており、外部有識者らによる懇話会を設置して検討を進めている団体も出てきているところでございます。また、神奈川県松沢知事からは、全国知事会の場で、行政委員会の委員報酬を全国的に見直そうではないかとの提案も出されたところであります。

県といたしましては、このような状況を踏まえ、あらためて適切な報酬のあり方について検討することとしたところでございまして、本会議は、この検討に当たりまして、県内各層の方々から幅広くご意見をお聞かせいただくために設置したものであります。

本日は、行政委員会の概要や活動状況などをご説明申し上げますこととしております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

県といたしましては、本会議での皆様からいただきましたご意見を尊重し、条例改正の際には、その趣旨を十分反映させて参りたいと考えております。委員の皆様には、一層のご指導をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【 3 委員紹介】

司会：本日は第1回目の会議ですので、まず、委員の皆様をご紹介をさせていただきたいと思っております。

内海委員でございます。

内村委員でございます。

遠藤委員でございます。

小野委員でございます。

角濱委員でございます。

長谷川委員でございます。

林委員でございます。

なお、日野委員におかれましては、交通事情により遅くなっておりますので、後ほどお見えになると思っております。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

ただいまご挨拶申し上げました、林総務部次長でございます。

山本人事課長でございます。

私は、本日進行を努めさせていただきます阿部と申します。よろしくお願いいたします。

それと、本日、後ろの方に、各行政委員会の事務局の担当課長が見えておりますので、後ほどご説明等させていただきます。

### 【 4 座長選出】

司会：会議に入る前に、座長の選出をお願いしたいと思います。検討会議設置要綱第2第2項の規定によりまして、委員の互選により選出されることとなりますが、ご推薦などございますでしょうか。

角濱委員：青森県信用保証協会の長谷川委員が適任と思います。

司会：ただいま角濱委員から、長谷川委員を推薦する発言がございましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

(異議なし)

司会：異議なしということですので、長谷川委員が座長に互選されました。それでは、長谷川委員には、座長席にご移動をお願いします。

それではこの後の進行は、長谷川座長をお願いします。

座長：長谷川でございます。ただいま、委員の皆様からのご推薦をいただきました。座長を務めさせていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。

この会議は、県の行政委員会委員の報酬等について、皆様方から様々な立場からの意見を伺いながら、適正な委員報酬について、ご検討をいただくという会議でございます。

ひとつ忌憚のないご意見を述べていただきたいと思います。皆様方からのご意見につきましては、取りまとめまして、最終的には意見書という形で県の方に提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 【 5 議事】

【行政委員会の委員報酬の検討に当たって】

座長：それでは議事に入らせていただきます。本日の会議では、人事課から行政委員会の概要と委員報酬の現状を説明していただきまして、続きまして、各行政委員会の事務局から、それぞれの活動状況等について説明していただきます。

また、その後、検討の視点や次回以降に向けての論点を整理していきたいと思っております。

それでは、議事の(1)であります「行政委員会の委員報酬の検討に当たって」人事課から説明をお願いします。

人事課長：それでは、人事課から資料1に基づいて説明させていただきます。

まず1ページ目は、行政委員会制度の概要について簡単にまとめています。法律に基づき与えられた所掌事務・権限がありまして、それらを執行する県の機関です。知事以外ものをまとめて行政委員会と言っています。法律上の権限が一つの機関に集中することを防止し、行政機関の機能を独立させるということで、それぞれの機関として設置されています。本県には、地方自治法に基づき、監査委員、公安委員会、教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会、合わせて9つの種類の委員会が設置されています。そして行政委員会の委員は、法律の特別の定めがある場合を除き非常勤という勤務体系がとられています。本県の代表監査委員のみが常勤となっています。

2番目の「委員報酬の定め」ですが、委員報酬については、その勤務日数に応じて支給するというのが原則です。ただ、ただし書きがありまして、条例で特別の定めをした場合はこの限りでないといわれています。勤務日数に応じる日額制が原則ですが、特別の定めがあれば、月額制というものも認められるというのが、地方自治法の中で規定されている内容です。

3番目の「委員報酬の現状」ですが、まず、全国の状況を説明しますと、全都道府県で、一部の委員会を除いて月額制を採用しています。下の方に参考表記で、日額としている委員会と都道府県を掲げています。海区については4団体、内水面については12団体、収用については5団体という状況です。

2ページをご覧ください。本県の行政委員会の委員報酬の現状と特徴について書いています。本県ではすべての委員会において月額制を採用しています。この考え方ですけれども、独立した執行機関でありまして、各委員には所管する業務について自らの責任で判断し、執行する役割が課せられています。委員の業務は、定例的な会議への出席のみならず、所管業務の事前調査、検討、事務局からの随時の照会等、こういうものに対応する、あるいはいろいろな行事への参加など多岐にわたっています。かつ、時間や場所を問わず対応する必要があるということで、勤務日数を定量的に把握することは困難ということを踏まえて、責任、人材確保、勤務形態等を考え、月額制を採用しています。後ほど各行政委員会の活動状況については、事務局から説明があります。私が説明しましたのは、月額制を採用している全般的な理由ということでご理解いただきたいと思えます。

報酬の額ですが、他の都道府県と比較して低い水準となっています。具体の額については、資料3の方に詳細に書かれていますので、説明はそちらに譲るとしまして、この資料1に掲げている表には、委員会の委員長・会長・会長代理、委員という順番で掲げられています。例えば、公安委員会では、委員長が月額197,000円、委員が月額178,000円となっています。下の方に行きますと、一番低いもので、海区漁業調整委員会と内水面は、会長が55,000円、委員が47,000円となっています。トータルで非常勤の委員は80人になります。この方に支払われる1年間の報酬額の総計は、9,422万4千円、ここには書かれておりませんが、これが支給の総額になります。

続きまして、この報酬の見直しに至る経緯を説明します。(1)ですが、平成21年1月22日に、大津地方裁判所で一つの判決がありまして、滋賀県の選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の各委員に月額報酬を支給しているわけですが、それについて違法であって、支出の差し止めを求めた事案でした。これに対して判決では、月額報酬を支出してはならないという判決が出ています。これに対し滋賀県では、大阪高裁に控訴しているという状況です。資料1の下に囲みがありまして、判決の抜粋です。裁判所の考え方ですけれども、「例外的な取扱いは、勤務実態が常勤の職員と異なる場合に限られる。」という考え方によっています。それに対し、滋賀県知事のコメントは、「ただし書きの部分は、職員の勤務形態が常勤と異なる場合に限定し、地方自治体の裁量を狭くとらえているのではないかと。行政委員会の委員の職責の内容や社会的責任の重さについてしっかりと主張していきたい。」と言っています。

その他の動きですが、滋賀県以外でも様々な動きがありまして、住民監査請求が12団体で行われています。これに対しては、いずれも請求を棄却又は却下するという取扱いとなっています。訴訟については、滋賀県も含めて7団体で、係争中です。

(3)の見直しの全国的な動きです。これについてまとめた表ですが、見直すと表明しているのが7団体、北海道、青森、神奈川、新潟、静岡、大阪、鳥取。他県の動向を踏まえて検討するというのが3団体です。委員会の実態を踏まえて判断するのが8団体。裁判や他県の動向を注視していくのが17団体。妥当と考えるが検証していくのが3団体。現行が妥当

で見直す考えがないというのが6団体。裁判があって未回答というところもあります。

表の下の方で、見直しを表明してる本県以外の6団体の見直しの動きを書いています。北海道は、懇談会の提言を踏まえて、収用委員会の報酬を日額制にすでに見直しています。神奈川県は、松沢知事が原則日額制にすべきだという見解を示して、作業が進められています。新潟県も作業中。静岡県もいろいろ検討中。大阪府では、海区漁業調整委員会と内水面の報酬を日額制に見直すべく議会へ提案していますが、まだ継続審議中ということで結論は出ていません。鳥取県は有識者会議を開催して、検討中ということです。

本県の状況ですが、平成21年2月の定例県議会で質問が出ています。「あり方を研究していく。」という答弁をしています。知事のコメントもありまして、今年6月の記者会見の段階では、「全国の動きにも留意しながら検討していく。」というふうになっています。

最後に、我が方の勝手なスケジュールということで書かせていただきました。今日11月6日に第1回目の会議を開催し、11月の中旬から下旬にかけて本格的な議論をしていただいて、12月中に意見書をまとめたいと。かなり切迫していますが、こういうスケジュールで考えています。もし見直しの必要があれば、それを条例案として、2月定例会に提案したいということで考えています。非常に駆け足の説明で申し訳ありませんが、いったん説明を閉じさせていただきます。

座長：ただいまの説明に対してご質問はありますか。

内村委員：見直しの動きの仕分けとして、見直すのが7団体、他県の動向を踏まえて見直しを検討が3団体と、微妙な仕切りなんですけど、本県の議会なり知事記者会見での言い回しを見ますと、どちらかというところ、「他県の状況を踏まえて見直しを検討」の部類に入るのかなという感じもするんですが、これは事務局として、見直しの意向をより強く表明したということになるのかどうか、ここはどういう仕分けとして見直すという確定的な意思表示として読み取れるのかをお伺いします。

人事課長：時点修正といえますか、議会が2月議会であったこと、集計表の見直す7団体をまとめたものが、今年の10月の通信社のアンケートを利用しているところがあります。見直しの作業をしっかりとやっていくという部分も含めての考え方ですので、具体的にどういう形が出てくるかというのは、会議の中で出てくるかなということで、青森を「見直す」方に入れています。

内村委員：要するに、時事通信とのやりとりの中で、このような中身で回答したということですか。

人事課長：そういうことです。見直すかどうかも含めての「見直し」ということです。

#### 【本県の各行政委員会の活動状況等】

座長：次に、各行政委員会の事務局から、委員会の活動状況等について説明をお願いします。時間の関係もありますので、それぞれ5分程度でお願いします。

(監査委員、公安委員会、教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区・内水面委員会、収用委員会の順に、資料2に基づき説明を行った。)

座長：一通り、各行政委員会の事務局からの説明がありましたが、どの行政委員会についても結構です。何かご質問等はありませんか。

日野委員：収用委員会で、氏名の公表がないという話を伺いましたけれども、それ以外の行政委員会で、氏名の公表がないところはあるんでしょうか。基本的には非公表とは思えないんですがどうなんでしょうか。

収用委員会：収用委員会で公表していないのは、千葉県だけでして、他の県はほとんど公表しています。千葉県は成田空港の関係がありますので、公表していないそうです。

遠藤委員：監査委員の委員長の方の職業と経歴が委員名簿に掲載されていないようですが、教えていただければと思います。それから、全体を通して任期が4年あるいは2年で再任可となっているようですが、実際はどのような形で運用されているのかお伺いします。

監査委員：代表監査委員は、泉山哲章と申します。職業は、監査委員になる前は団体役員でした。任期は4年です。再任はありません。過去においては2期8年された代表監査委員もいました。

公安委員会：1期3年で2期まで再任可となっています。基本的に慣例では、1回の再任で6年間というのが通常です。前には1期で辞められた方もおります。

教育委員会：1期4年ということで、最近の傾向ですと、2期8年が多くなっています。過去をさかのぼれば、3期12年という例もありましたが、最近は2期8年となっています。

人事委員会：任期は4年で再任可ということで、佐々木委員長は本年4月に再任しています。遠藤委員、工藤委員は新任で1回目の任期中です。

選挙管理委員会：任期は4年で再任可となっています。現在の委員は2期目となっています。

労働委員会：任期は2年で再任可となっています。一番長いのが石田会長ですが、現在7期目です。あとそれぞれ6期、5期と様々ありまして、15人中1期目の委員は使用者委員の沼田委員、寺下委員の2名で、あとは皆さんそれぞれ再任されています。

海区・内水面委員会：海区委員は、公選も知事選任も4年となっています。再任は可能です。漁業関係者ということで、3期になっている人もいます。

収用委員会：任期は3年で再任可となっていますが、内規で通算3期までとしています。それと、再任時の年齢を原則70歳未満としています。ただし、弁護士については、なり手がない場合は、3期以上も認めています。

内海委員：報酬月額の違いがあるんですけども、その根拠をお伺いしたいんですけども。

人事課長：資料4をご覧ください。一般的な考え方ですが、一般職の給与改定とか、他の都道府県の特別職の報酬の改定というものを踏まえまして、知事等の特別職の報酬改定に合わせて直してきています。積み上げ算的にいくらというような形で規定しているものではありません。一般職員の給与が上がれば、時期を選んで、何パーセント引き上げるとか、そういうような形でやってきています。現在のものは、平成5年12月のものでして、それ以降据え置いているのが現状です。また、資料3(1)に、各県の行政委員会の報酬額を一覧にして、金額の高い順番で並べたものです。高い額から低い額まで様々な報酬月額が並んでいます。青森県の各委員会の報酬月額については、網掛けしていますが、これが青森県の報酬の水準と考えていただければと思います。例えば、公安委員会を見ますと、委員長で全国38番目、委員で全国35番目となっています。これを全国の平均から見ますと、だいたい84パーセントの水準となっています。

小野委員：監査委員の選任方法をお伺いします。

公安委員会ですが、「逆恨みを受けたり危害を加えられるおそれがある」とあるんですけど、青森県ではそういう例があったのかということをお聞きします。

選挙管理委員会ですが、平成20年度に異議申立ては何件あったのかお聞きします。

労働委員会ですが、審査事件及び調整事件が平成20年度に各何件ずつあったのかお聞きします。

海区漁業調整委員会ですが、平成20年度の件数をお聞きします。

収用委員会は何件くらいあったのかお聞きします。

人事課長：監査委員の選任方法ですが、資料5の2ページに、「委員は議会の同意を得て知事が選任する。」ということで、議会の同意の人事案件、任命権者は知事となっています。

公安委員会：逆恨みについてですが、基本的に委員の住所は公表していないため、基本的には自宅に直接行くということはないですが、公安委員会によって免許の停止とかいろいろありますので、警察本部の方には「公安委員を出してくれ。」とか様々な電話なり、直接来られるということなので、これは事務局が対応しているという状況です。

選挙管理委員会：平成20年度の異議申出件数は0件、審査申立件数は今別町議会議員選挙の1件で、これについてはさらに仙台高裁に訴訟され、県選管が勝訴しています。

労働委員会：平成20年度の審査事件は、新規は0件、継続が1件あります。調整事件は係属事件が7件です。

海区漁業調整委員会：委員会指示事項が東部と西部を合わせて17件、答申が8件となっています。内水面は答申が2件、公示1件、指示が3件となっています。

収用委員会：平成20年度は県事業が2件、直轄事業が1件、新幹線が3件の計6件となっています。

林委員：定例会を開催されているところ、定例会がないところ、それぞれあると思うんですけども、定例会以外の行事の参加、特に県外の会議を除いて、拘束される時間が最も長いのは何時間程度で、頻度はどのくらいあるのか、それぞれの委員会にお聞きします。

監査委員：会議以外の行事で一番時間を要するのは、出先機関を対象とした委員監査です。資料2の2ページの中ほどのアに書いています。1日3件から4件、1カ所1時間弱です。出先機関の場合はできるだけまとめて委員監査をしていますので、泊まりで行くケースが多くなっています。平成20年度ケースでは、本木委員の場合で10回、泊まりの委員監査がありました。最も時間を要するというのであれば、出先機関を対象とした委員監査です。

公安委員会：1泊で体験ということもありますので、丸1日以上という形でやっているケースもあります。また、定例会の時には、午前10時頃からやりまして、午後2時頃から行事を入れまして夕方までという形になって、青森市以外の方は丸1日拘束されるという形にはなっています。

教育委員会：教育委員のブロック会議や全国会議があり、当然宿泊を伴います。その他に、例えば、定例的に、市町村の教育委員会の教育長や委員長を含めて行う会議を春と秋の2回やっています。会議自体は2、3時間程度です。それと、県立学校長会議に必ず出ています。拘束時間は2時間から長くて3時間程度ですが、大間町から来ている委員もいますので、ほとんど1日仕事という方もいます。

人事委員会：採用試験の面接の場合は、今年度の上級試験の際は、午前9時に来ていただき、午後5時に終わっています。それと昨年度は口頭審理をやっています、これは不服申立てがあり、処分者と請求人がそれぞれ証人を立てて、証人尋問を行っています。このときは6時間ほど拘束されています。

選挙管理委員会：全国都道府県連合会の会議出席は1泊になります。実際の活動時間としては、審査申立てに係る審議、これは投票の点検等があるんですが、これは現地に行って半日ぐらい審査がかかりますので、移動も入れれば1日拘束されることになります。

労働委員会：あっせん等の調整事件は、先ほど2、3時間と言いましたが、これに委員の打ち合わせとか、終わった後の今後の対応をやって、長ければ4時間半ぐらいかと思えます。

海区漁業調整委員会：全国海区連合会の会議は1泊又は2泊になります。会議はおおむね半日です。内水面も同様です。

収用委員会：全国会議、ブロック会議は通常1泊です。それから現地調査がありますので、

往復の移動時間を入れると1日拘束されます。それと、事前の書類の読み込みが3日から5日ですけれども、それぞれ丸1日ということではないと思いますけれども、延べ日数では3日から5日になります。

座長：時間の関係もありまして、このほかにご質問がありましたら、事務局を通してお聞きいただければと思います。

【適切な委員報酬のあり方の検討の視点について】

座長：次に、本日の議事の3つ目の事項であります「適切な委員報酬のあり方の検討の視点について」と、4つ目の「次回以降に向けての論点整理について」に入っていきたいと思います。

これまでの説明を踏まえ、委員の皆さんが感じたことを含め、率直なご意見を出していただきたいと思います。

それでは、最初に議事(3)の「適切な委員報酬のあり方の検討の視点について」を議題とします。

どのような視点から検討を進めていくのがよいか、皆さんからご意見をお願いします。

内村委員：それぞれ担当事務局からのお話ということ言えば、各業務に関しての責任や権限ということでは、その都度の事案に応じて重いものがあるということではありますけれども、逆に、回数的、時間的という一般的な評価の部分から見た場合、これだけで全部は読み取れないわけですが、今の社会状況等からすれば、必ずしも月例給での取扱いというものが妥当かどうか。こういう委員会が設けられたのもそうですけれども、そういう状況にあるということも否定できないと思っています。

ただ、現行の水準を日額換算すればいいのか、割返しをすればいいのかということ、当然そういうことではないと思いますし、各委員によっては、それぞれ本来の仕事を持たれて休まれるということも当然ありますし、弁護士さんとかは1日休めば、2万、3万では済むわけはございませんし、そういう人たちをどうするかということもありますし、逆に言えば、そういう人だけでなく、各委員の責任というものはどうかということ言えば、統一的な基準にしないではいけないとは思いますが、いずれにしても必ずしも月額というような取扱いというのは、一般的な県民の目線から見た場合においても、妥当性が低いという感じを持たざるを得ないと思っています。そういう意味では、責任や権限を行使するという、また、事前準備なり、その段階での様々な調査ということを加味した上での、1回当たりの単価というような形での見直しというのが基本的には必要なと思います。

ただ、中身として1か月ほとんど貼り付かなければいけない常勤と同じような職務ということがあるのであれば、それはそれで別個に考える必要があると思うんですが、この資料だけではなかなかそこまで読み取れないのかなというふうに思いますので、もしそういうような事案がありましたら、また追加でご説明をいただきたいと思います。

小野委員：月給制というのは、生活給みたいなものになり、日給制というのは労働の対価ということになりますので、そういうことから言うと、日額制の方が、今の各委員会の活動を聞いていると、その方がベターなのかなと思います。それから、弁護士の話がありましたけれども、私もそうなんですが、別に弁護士は対価を得ているわけではなく、多少はボランティアの精神ですので、委員がいくら収入があるかは関係なくて、もう少し客観的な基準で労働の対価を皆さんに判断してもらった方がいいと思います。

内海委員：違う観点といいますが、当事者の人たちはたぶん、こういう議論がされているのは知らないと思います。行政委員の方々は、誇りを持ってやっておられるでしょうけれども、これが例えば日額いくらと、つまり労働の実益に対してということになった場合に、今までのような活動をされるかどうかという、あるいは、今やっている仕事の内容等々を含めて、この金額は自分にとっては妥当であるかどうかという、そういうことは全く無視してやっているわけですね。これは我々民間ベースでは考えられないことです。

私は一大学の教員ですけれども、短期大学の役職をやっています。管理職の手当だけでやるわけですね。これは今の流れだと思うんです。拘束時間というものは、例えば私が四国へ行くのでも、移動に係る費用は出ますけれども、以前ですと1日分拘束で出ましたけれども、今は全く出ないと。しかも講演料というのは皆さんご存じの額ですよ。そういうことからす

ると、やっぱりどうかというのは、たぶんこの数字を新聞を含めてマスコミに出した場合に、県民は「おやっ」と思うんじゃないかと思うんですね。私が学生にこれを見せたときに、「あっ、いい就職口だ。」と思う可能性もありますよね。ボーナスもない。だからもう少し、実態というんですか、例えば教育委員会、私はそっちの専門ですが、（会議時間が）45分で、終わった後の打ち合わせ等々に2、3時間。逆にならないのかとかですね。行政の分野でいうと、もっと重要なことで、おそらく45分でものごとを決めるというのはあり得ないですね。これは圧倒的な情報量を事務局が持っている。そうすると、どんなに1週間前に材料を出しても、45分でやるというのは、報告を聞いて終わりということになるわけですよ。だからそうすると、非常に正直なんですけれども、逆の意味で、行政委員の価値を高めるといって、そういうふうな意味合いの会議体にして、むしろそれなりの報酬を払っていくというような形にするのか、それとも、現状を見て、これはこうなのかという、どちらかの選択をしていかないとまずいかなど。

私単純にこの数字を見たときに、説明責任が大変だろうと個人的には思っている。いやいや勉強になったと驚いているんですけども。また後で率直な意見は申したいと思います。

座長：様々な意見がございましたけれども、委員会の活動実績の視点にしても、いわゆる定例会のみならず現地調査もあるし、情報収集もあるし、前後の会議に対しての勉強もあるし、大変ですよ。また、職責を果たすためには、いわゆる高度の専門性とか、識見もなければだめだと。幅広い知識と経験もなければだめだということで、この辺をどう判断するかが非常に面倒な問題でございますけれども。

検討の視点としましては、内村委員も言いましたけれども、県民の目線という面から考えていくべきかと思っておりますけれども、委員の職責、さらには活動の実績に見合った報酬の水準といえますか、それが一つですね。それから、委員会の事務を的確に執行するという面から、職責を果たすに足る人材を確保できる報酬の水準、これが必要でないかと思うわけでありませぬ。大きくまとめればこの2つになるのかなと思っておりますがいかがでしょうか。

小野委員：労働の価値に見合うかどうかというのは、確かに、難しい問題を長時間やるのであれば、それなりの対価を払うべきだと思いますけれども、その一方では、言ってみればこの各種委員会というのは名誉職的なところがありまして、「俺はやってもいいんだ。」というような人がやるんだろうと思うので、その辺の兼ね合いで、必ずしも額ばかりではないような感じもするんですけど。その兼ね合いをどこに置くかというのが難しい問題ではないかと思っております。

座長：それは今後の検討課題としたいと思っております。そうすれば、今話しました、委員の職責、それから活動実績、さらには、的確な事務を執行するために、責任を果たすに足る人材の確保と、そのような面から問題点を整理して、これがいわゆる委員報酬についてどうなのか。これを今後詰めていきたいと思っておりますがどうでしょうか。よろしいですか。

#### 【次回以降に向けての論点整理について】

座長：それでは、次に本日の議事の4つ目の事項である「次回以降に向けての論点整理について」に入りたいと思っております。次回以降、ポイントを絞り、突っ込んだ議論を行うため、今日は、皆様の率直なご意見をいただき、ある程度論点を整理していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今の議題について、ご意見がございましたら、出していただきたいと思っております。

先ほど、内村委員からも、月額制、日額制の話が出ていましたけれども、これも一つの大きな論点ですよ。また、委員会によっては、日額制にしてもいいんじゃないかとか、さらに、月額でなければだめじゃないかとか、様々ありますけれども、その辺について意見をいただければと思います。

内村委員：議論にはなっておりますけれども、説明の中には、「前もって資料を送付して」とか、準備行為なり、それに付随する様々な調査とかというようなことも含めて、労力がどの程度必要なのかという辺りも、実態も含めて議論をしたいと思います。要するにその時々判断ということで済むような、極端な話、はんこを押せばいいという、名誉職的なことでの追認機関というような中身であれば、それはその段階で済む任務になるのかもしれませんが、やはり、判断をするに当たっては様々、事前にとり、関係するところからの事情



聴取とかという部分もあるかもしれませんが、そういうところも考慮した上での、かつ先ほど言ったように、行政的な責任というものも、当然、どの程度加味するべきかというところも含めた議論をする必要があるかなと思っています。

座長：ただいまの発言は、議題の3と4とどっちも関連するんですね。ですから、3、4関わらず、議論をしていきたいと思います。ですから、勤務日数がどの程度あれば月額が必要なのか、いわゆる常勤の人に準じなければならないのか、それとも日額でいいかどうか。委員会によってばらつきがあるんですね。ですから、判断基準をどこに置くかというのは非常に面倒な問題だと思いますし、また、先ほども言いましたように、会議以外で様々な活動をしていますよね。これをどう見るのかということもあります。ですから、日額にするか月額にするかというのは、次回以降の大きな課題だと思います。ですから、月額制にすることができる場合の基準ですとか、日額制とする場合には、委員会全部をそうするのか、あるいは委員会によって違うのか、これらも議題になるでしょうし。さらには、日額制、月額制による場合の報酬の水準もあろうかと思っています。ですからこれらに対して、次回以降に詰めていったらいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

小野委員：日額か月額かというのが一番メインの問題ですよね。その報酬の質の問題まで我々の検討課題に入っていくんですか。日額の場合はいくらとか議論するんでしょうか。そこまで入り込んだ議論になるんでしょうか。

座長：これは、皆さんのご意見を聞きながら、県が判断することでしょうけれども。当検討会議としての率直な意見をまとめていきたいと思っています。

内海委員：先ほど一つの参考としてお話ししましたがけれども、私は今、社会教育委員、これは通常のあるではありませんけれども、八戸市で年間3、4回会合がある。三八地区これが理事会を含めて5回あります。県の会長も務めていますから、これも大会とか含めて5、6回あります。全国に、東北大会に、全部行きますが、ほとんど自前になっています。しかも社会教育委員の場合は、会議に出なければ報酬は出ません。つまり、そういうベースです。今は、その会議に、日額にした場合は、出なければ報酬は出ないと。全国ベースで調べますと、ある県では、こういう会議に出てこない人は、1期で辞めていただくこと。しかし予算としてはプールで取っているわけですね。人数分を。これをどうするという議論もあったわけです。

ここで重要なのは、月額制とした場合に、欠席されるときに、それに足るような、我々民間で言えば、休むに当たっては病院に行くとか、ちゃんとしたものを出しますよね。そういうものをきちんとしておられるのか。単に自分の本務の方の仕事等があって、日程がうまくいかないといって会議を欠席しているというのはどうなのかという、中身が問われるんじゃないでしょうか。

それともう一つは、私先ほど、委員の基準と言いましたけれども、選ばれていくシステムがよくわからないんですね。もっと言えば、ご本人が公安委員として適任者であると誰かに聞かれたときに、説明できるのかどうかですね。通常の場合は入社試験とか受けて入っていくわけですよね。そうじゃありませんので、報酬を受けている側が行政委員として、自分はどうであるという、県民に対して、あるいは議会に対しても、説明できる状況があるかどうかということさえ明確になれば、私は現状の中で問題なくいくだろうと。合理的説明がつかないと、「なんだ。」ということになるんじゃないでしょうか。今までただし書きで条例を作った場合にOKだと言っていたにもかかわらず、日額制にしようとする県が出てきているわけですね。ここがポイントだと思います。今までシロだと思っていたけどクロだという判断をしている県があるということです。じゃあもし青森県がシロで行くんだというんだったら、シロに足る合理的な説明を構築すればいい。それは我々がやるのかわかりませんが、それだけの議論でよろしいんじゃないでしょうか。

座長：各委員が判断できるような資料というのにも必要かと思っています。どのような資料が必要なのか、事務局の方に後でお願いしますけれども、出していただいて、次の会議でそれを踏まえて、さらに問題点を詰めてやっていきたいと思っています。

各委員会によっても活動内容も違いますし、重責も違うと思いますし、専門性も違うし、その辺も様々ありますので、今日は第1回目の会議でございますので、次回の会議に向けて、

その辺の資料も事務局から出していただいて。

そういう意味では、今後、様々な資料が必要だと思いますので、事務局にお願いしますが、委員の皆様から要望された資料につきましては、できるだけ対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

遠藤委員：今回、事務局の方々からお話があったし、資料も拝見させていただいて、概要はつかめたんですけども、まだまだ仕事の実態がつかめない部分もあります。各委員の方々の質や内容、責任、権限、全くばらつきがありますし、それから委員の中であっても、会議なのか、検討会なのか、あるいは単なる式典に参加しているといったものもありますので、そうしますと、一概に全部まとめてどうだという議論は、あまりにも大まかすぎてしまっていて、お話を聞くと、やはり、特別職報酬の改定状況を考慮して、知事の特別職の報酬改定に合わせて決定してきているというところがありますので、そうしますと、前提がいったいどういう根拠によって、もっと他の仕事と照らし合わせた場合に、どういう根拠によって改定がなされているのかということがわからないわけですね。年々漸増していくということになりますので、ですから、すでにお話があるとおりなんですけど、仕事の質についてもっと情報が欲しい気がするんですね。それから、先ほど内海委員からもお話がありましたとおり、本当のところ、本人がどんなふう考えているのかというふうなことも欲しいところだと思います。併せてもうちょっと具体的な情報を明らかにしていただければ、大変ありがたいという感じがします。

座長：様々議論があるところですけども、先ほど各委員会に5分で説明していただきましたけれども、とてもそれでは間に合わないわけでありまして、まだまだ時間も必要だと思いますけれども、現状を把握して、より問題点を詰めて、月額制、日額制をどうするかについて、そのためには様々な資料が必要だと思いますので、各委員の皆さんは、事務局の人事課に一報なりでもしていただければ、事務局の方で整理して、それに足る資料を作成して、次の会議に出していただいて、それでまた問題点を詰めていくと。今のところは先ほど言いましたけれども、(3)の方ですけども、委員の職責、それから活動の実績に見合った報酬の水準、さらに、職責を果たすに足る人材の確保ができる報酬の水準ですとか、あとは、月額制にすることができる場合の基準、それから、日額制とする委員会の有無もあります。これもそれぞれ委員会によって差があるでしょうし、これも様々議論いただきたいと思ひます。さらには月額制・日額制による場合の報酬水準のあり方とか、様々あるかと思ひます。今日はかなり問題点が出てきましたので、次の会議では、これらに照準を合わせて、さらに詰めていきたいと思ひます。よろしいですか。

日野委員：もう少し議論を詰めた方がいいということになったら、このスケジュールを見ると、全体で3回ということになっているんですけども、これよりも増える可能性はあるのでしょうか。

人事課長：これは我々事務方が想定したスケジュールでございます。意見を聞いた段階で、このスケジュールの中ではまらないということになれば、それは伸びるという形で対応していきたいと思ひます。

内海委員：それはワーキンググループという形でやるんですか。

人事課長：たぶん、2回目でいろんな意見が出ると思ひますので、2回目はこういう形でやって、その中で意見の出方を踏まえて、この形がいいのか、あるいはワーキンググループという形もあり得るかと思ひますので、その辺で判断していきたいと思ひます。

内海委員：私が聞きましたのは、最近八戸市などでは、会議には一定の費用しかないわけですから、どうするかというと、ワーキンググループにして、いわゆるボランティアでやるわけです。そうやっていくのが、今の地域情勢、ガバナンスのところですよ。だからやるんだとしたら、そこまでやるかは議論しなければいけないですけども、そのことの前提に立って、今日の委員報酬の検討というのは、考え方が変わるかもしれない、ということで、それは次回の感じで。そのぐらいの腹づもりで我々はいなきゃいけないということですね。

座長：わかりました。ほかにありますか。ないようですので、これで第1回目の検討会議を終わらせていただきます。  
事務局から何かございますか。

司会：最後に、総務部長が途中から参っておりますので、ご挨拶させていただきます。

田辺総務部長：本日は、大変お忙しい中、行政委員会の委員報酬のあり方をいろいろご議論いただきましてありがとうございます。先生方からお話がありましたけれども、一つはもちろん、報酬のあり方を検討していただくわけですが、やはり行政委員会という組織が、非常に重要な職責を与えられているにもかかわらず、どうしても県民の方々になじみが薄い面があります。今回せっかくの機会でございますので、もちろん、委員の報酬としてどういうものが適正なのかというご議論もしていただきたいのですが、この検討会を公開にしておりますのは、やはり行政委員会というのは、こういう仕事をしているんだということを、県民の方々にも広く知らしめたいという思いがあってのことでございます。

報酬の問題については、非常に難しい議論でございます。我々、そもそもなんでこの行政委員会の報酬が決められてきたのかなと、私もいろいろ過去の経緯も振り返って調べてみたんですけども、正直、他県の状況を見ながら、各県ある意味横並びで進んできたという経緯がございます。どうしても、行政委員会としてどういう報酬が適正なのかというものの根拠となるものがなかなかないところがございますので、やはり最終的にはどうしても地方公共団体の職員の給料というのは、他県の動向を見ながら決められるところもございますので、この報酬も、非常に他県の動向を踏まえて決定してきた経緯もございます。

その中で、他の県でも、見直しの方向、これは一部でございますけれども、進められてきたところもございますので、ある意味青森県も、トップランナーではないですけども、この見直しについては、早めに対応してきている状況でございますので、正直事務方的にも暗中模索の中、試行錯誤でいろいろな検討をしてきたところでございます、そういう状況でございますので、今日もいろいろなご意見をいただいておりますけれども、忌憚のないご意見をいただいて、我々最終的には委員の報酬というのは条例で決めることになっておりますので、県議会における議論も踏まえる必要があるわけでございますけれども、我々が最終的に、どういう報酬がいいのか、この報酬でより今の行政委員会というものの活性化といいますか、生き生きと仕事ができる環境、そういうものも踏まえて、よりよい県政作りに向けた、一つのお助けをいただきたいという会議でございます。

本当に今日、いろいろとご意見をいただきましたけれども、次回以降、いろいろな観点で、もう少し資料等、あるいは現場の状況をお伝えできるようにがんばって参りたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

## 【6 閉会】

司会：以上で、本日の会議はすべて終了しました。長時間にわたりどうもありがとうございました。